

---

## サークル所有の物品等の撤去についての申し合わせ

### 第 1 条 (趣 旨)

この申し合わせは、サークルの廃部等による所有物品等や放置物品等の撤去・処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 条 (放置禁止場所)

学生課は、物品が部室や練習場等に保管されておらず、放置禁止場所に物品等を放置したときは、相当の期間を告知し、申し出がない場合は撤去し処分することができる。

### 第 3 条 (指 導)

指導は、学生課より警告掲示の物品等への取付けにより行うものとする。

### 第 4 条 (廃部等による物品の撤去)

学生課は、サークルが廃部になった場合には、指導教職員と代表学生へ相当の期間内に部室の物品等の撤去することを命じることができる。

### 第 5 条 (調 査)

- ① 学生課は、通報を受けたときその他必要があると認めるときは、放置物品の状況その他の事項を調査することができる。
- ② 学生課は、前項の規定による調査に当たっては、関係教職員・サークル代表者等への照会その他の方法により所有者等の確認に努めるものとする。
- ③ 学生課は、放置物品等の状況その他の事項を調査したときは、所有者等に撤去を促すよう努めるものとする。

### 第 6 条 (相当の期間)

放置物品を規定する相当の期間は、前条の警告札等を取り付けた日から起算して14日間以内とする。ただし、学生課は、サークルの特性、放置の状況等を勘案してその期間を別に設定する。

### 第 7 条 (保管台帳の作成)

学生課は、サークルの廃部等により物品等を撤去し、保管したときは、保管台帳を作成するものとする。

### 第 8 条 (撤去物保管の告示)

告知期間は、2週間とする。告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去し、保管した物品等が放置されていた場所
- (2) 撤去し、保管した物品名等
- (3) 撤去し、保管した年月日

---

(4) その他学生課が必要と認める事項

#### 第 9 条 (返 還)

物品等を撤去し、保管した物品等は、当該物品等の返還を受けようとするときは、学生証等など当該サークルの構成員であることを証するものを学生課に提示しなければならない。

#### 第 10 条 (保管した物品の処分)

保管した物品の処分は、告知期間経過による保管から3ヶ月以上経過した場合に行うものとする。但し、学生生活委員会の判断により保管期間は、短縮できる。

#### 第 11 条 (所有者等の不明時の強制撤去等)

学生課は、放置物品等を撤去するときは、あらかじめその旨を2週間告示するとともに、当該放置物品等に警告書をはり付けなければならない。

#### 第 12 条 (廃物の認定)

学生課は、放置物品等について、規定による調査を行ったにもかかわらず所有者等を確認することができなかった場合において、次の各号の一に該当するときは、規定にかかわらず当該放置物品等を廃物として認定することができる。

- (1) 放置物品等を本来の用に供することが困難であると学生生活委員会が認めるとき。
- (2) 放置されている場所その他の状況から投棄の意思が明らかであると学生生活委員会が認めるとき。
- 2 学生課は、規定により放置物品等の撤去を通知したにもかかわらず当該所有者等が当該通知の日から3ヶ月を経過しても当該物品等を引き取らないとき又は規定により放置物品等を6ヶ月間保管したときは、当該放置物品を廃物として認定することができる。
- 3 学生課は、規定による認定を行ったときは、その旨を2週間告示するとともに、次条の規定により廃物として認定した当該放置物品等を処分するときはその旨の警告書を当該放置物品等にはり付けなければならない。
- 4 学生課は、第2項の規定による認定を行ったときは、その旨を2週間告示しなければならない。

#### 第 13 条 (処 分)

学生生活委員会は、放置物品等が相当の期間期間を経過したときは、廃物として認定した放置物品等の所有権の放棄があったものとみなし、これを処分することができる。